

## 白根市環境基本条例の制定など 一一一議案を審議

### 第8回市議会定例会

第八回市議会定例会が昨年十二月十日から二十二日まで開かれ、一般会計補正予算など市長提出二十二議案を審議。二十議案が可決・認定され、水道事業会計補正予算案が撤回、同補正予算の専決処分が不承認となりました。

このほか、最終日には五十嵐仁一郎氏から昨年十二月末日をもつて副議長を辞職する願いが提出され、了承されました。

#### 可決・認定された主な議案

- 白根市環境基本条例の制定  
人と自然が共生できる豊かな環境を実現し、次世代に引き継いでいくことと「白根市環境基本条例」が制定されました。これは、市と事業者、そして市民の三者が協力し合いながら、資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量促進などをやっていくことと、法に基づき、今後は、環境保全に関する推進体制の整備が進められる予定です。

- 平成十一年度白根市一般会計補正予算（第五号）  
人と自然が共生できる豊かな環境を実現し、次世代に引き継いでいくことと「白根市環境基本条例」が制定されました。これは、市と事業者、そして市民の三者が協力し合いながら、資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量促進などをやっていくことと、法に基づき、今後は、環境保全に関する推進体制の整備が進められる予定です。

- 平成十一年度白根市一般会計補正予算（第五号）  
人と自然が共生できる豊かな環境を実現し、次世代に引き継いでいくことと「白根市環境基本条例」が制定されました。これは、市と事業者、そして市民の三者が協力し合いながら、資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量促進などをやっていくことと、法に基づき、今後は、環境保全に関する推進体制の整備が進められる予定です。

- ホランティアに支えられて  
大量の寄贈本の受け入れに当たって、図書装備をホランティアの皆さんに手伝っていただいている（写真）。一月初めまでに十五人が参加しました。おかげで、なかなか進まなかつた寄贈本の整理もようやく軌道に乗りました。おかげで、なにかお聞きしながら、在宅介護の負担を軽減するための相談などにも応じています。

- 問い合わせ 市立白根図書館  
373-2810  
ひとことPR  
一日二十分間の親子読書を!  
今年は「子ども読書年」です。未だしてくください。おかけで、なにかお聞きしながら、在宅介護の負担を軽減するための相談などにも応じています。

来を担う子どもたちに読書の喜びを伝えてみませんか。ゼロ歳から十二歳くらいまで、毎日二十分間子どもたちに本を読んであげてください。

家族の愛情にあふれた声が、子どもたちの心を育てます。

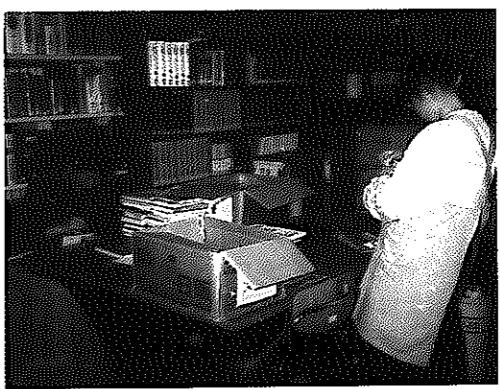


白根市立図書館（ラーニングセンター）情報④  
子どもと本の出会いの場  
「おはなしのへや」

の勧告に準じ、市議会議員の報酬や市職員の給与に関する条例の一部を改正しました。これは、民間給与との格差是正を考慮したもので、職員給与については平均改定率〇・三四パーセント（月額一千八十八円）の引き上げとなります。

一方、長引く不況の影響による民間企業等の賃金体系を反映させ、議員、職員とも期末手当の支給額を〇・三カ月引き下げるこことしまし。平均年間給与としては、前年度比マイナスとなっています。

また、普段は「おはなしのへや」を「はじめてある絵本」のコーナーとして開放します。ゼロ歳からの絵本をたくさん紹介していくことで、こちらもお楽しみに。



問い合わせ 市立白根図書館  
373-2810  
ひとことPR  
一日二十分間の親子読書を!  
今年は「子ども読書年」です。未だしてくください。おかけで、なにかお聞きしながら、在宅介護の負担を軽減するための相談などにも応じています。

来を担う子どもたちに読書の喜びを伝えてみませんか。ゼロ歳から十二歳くらいまで、毎日二十分間子どもたちに本を読んであげてください。

家族の愛情にあふれた声が、子どもたちの心を育てます。

## もうすぐ始まる 介護保険

PART10

介護保険サービスを利用する場合、申請をして認定を受けることが必要です。現在、福祉の制度を利用されていて申請をしていない人は、今すぐ申請をしてください。平成十二年四月から介護保険の整備が進められる予定です。

●現在の福祉制度は平成十二年三月まで。申請はお早めに  
日常生活に支援が必要となった場合や、常に介護を必要とする状態になり、ホームヘルパーの訪問などの介護保険のサービスを利用するためには、申請をし、認定を受けることが必要です。

平成十二年三月までは、ホームヘルプやデイサービス、特別養護老人ホームへの入所などの福祉制度は継続されますが、四月からはすべて介護保険から提供されるサービスとなりますが、したがって、現在福祉制度を利用している人でも、介護保険の申請をして認定を受けなければ四月以降継続してサービスを利用（施設への入所を含みます）できなくなります。申請は、忘れずにしてください。

また、福祉の制度を利用していい人も、寝たきりや軽度の痴ほうで介護が必要な状態と判断された場合

●第二号被保険者が申請する場合は、四十歳から六十四歳（第二号被保険者）の人の場合は、医療保険に入されている人で特定疾病（脳血管疾患など老化に伴う病気）により介護や支援が必要となつたときに介護保険のサービスを受られます。したがって、申請をされるときは、加入している医療保険の保険証の写しが必要となりますし、具体的な疾病名を申請書に記入していただくことがあります。

○病院に入院している場合は  
一般病院に入院している人の場合



問い合わせ 保健福祉課  
介護福祉推進室 高齢福祉係  
☎373-2111 内270